

環境施策（案）

1. 施策の体系

| 望ましい環境像 | 基本目標 | 基本施策 | 個別施策 |
|--|---|-----------------------------|--|
| ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ | <p>(1) 自然環境 『 多様な生き物が暮らす豊かな自然を守り引き継ぎ、人と自然が共生するまち 』</p> | <p>1. 自然とのふれあいの場・機会の創出</p> | <p>1-1 自然観察会・自然体験活動の推進 1-2 里山の保全 1-3 水辺環境の保全</p> |
| | <p>(2) 生活環境 『 誰もが安全で安心して暮らせる良好な生活環境を築くまち 』</p> | <p>2. 生物多様性の保全</p> | <p>2-1 多様な動植物の生息・生育環境の保全</p> |
| | <p>(3) 社会環境 『 循環型社会を形成し、環境にやさしいまち 』</p> | <p>3. 田園環境の保全</p> | <p>3-1 農地の維持及び荒廃農地の防止 3-2 環境保全型農業の促進</p> |
| | <p>(4) 地域環境 『 都市と自然・歴史・文化が調和し、京田辺らしい風景を守るまち 』</p> | <p>4. 良好な生活環境の保全</p> | <p>4-1 不法投棄及び野焼きの防止 4-2 良好な生活環境の保全 4-3 水質汚濁防止対策の推進</p> |
| | <p>(5) 地球環境 『 低炭素社会を実現し、地球環境への負荷が少ないまち 』</p> | <p>5. 循環型社会づくりの推進</p> | <p>5-1 廃棄物の発生・排出抑制 5-2 資源の再使用及び再生利用の促進 5-3 水資源の保全</p> |
| | <p>(6) 環境活動 『 全ての人々が参加・行動し、環境を守り引き継ぐまち 』</p> | <p>6. 良好な居住環境の保全</p> | <p>6-1 都市緑化の推進と緑地の保全 6-2 環境美化の推進</p> |
| | <p>(6) 環境活動 『 全ての人々が参加・行動し、環境を守り引き継ぐまち 』</p> | <p>7. 地域固有の歴史・文化及び景観の保全</p> | <p>7-1 歴史・文化遺産の保存・活用 7-2 景観の保全・創造</p> |
| | <p>(6) 環境活動 『 全ての人々が参加・行動し、環境を守り引き継ぐまち 』</p> | <p>8. 地球温暖化対策の取組</p> | <p>8-1 地球温暖化対策の推進 8-2 省エネルギーの推進 8-3 再生可能エネルギーの活用</p> |
| | <p>(6) 環境活動 『 全ての人々が参加・行動し、環境を守り引き継ぐまち 』</p> | <p>9. 環境教育・環境学習の推進</p> | <p>9-1 環境教育・環境学習の推進</p> |
| | <p>(6) 環境活動 『 全ての人々が参加・行動し、環境を守り引き継ぐまち 』</p> | <p>10. 市と市民及び学生、事業者との協働</p> | <p>10-1 環境保全活動の推進 10-2 環境情報の収集・提供</p> |

2. 各主体の役割

本計画を推進していくにあたり、市民及び学生、事業者、市の各主体は、それぞれの役割を認識し、全ての主体の参加・協働により環境保全の取組を推進し、京田辺市の環境を守り引き継いでいくことが必要です。

(1) 市民及び学生の役割

- 今日の環境問題の多くは、市民及び学生一人ひとりの日常生活が起因していることを理解し、環境問題に関する認識を深める必要があります。
- 一人ひとりの力で環境を守り引き継いでいくことを意識し、環境保全に向けた日常的な取組を実践していく必要があります。
- 市が実施する環境に関する施策に協力するとともに、地域における環境保全活動に積極的に参加する必要があります。
- 市民団体や学生団体による環境保全活動は、市民の先導的な役割を果たし、市民への情報提供や市民参加の促進を図るとともに、各団体間でも連携を図り、環境保全の取組を更に広げていく必要があります。

(2) 事業者の役割

- 全ての事業活動が環境に負荷を与えていることを認識し、環境への負荷の低減に向けて自主的に取組み、環境に配慮した事業活動を推進していく必要があります。
- 就業者においては、事業者と一緒に環境に配慮した事業活動を実践するとともに、職場の中で身近にできる環境への配慮にも取り組む必要があります。
- 市が実施する環境に関する施策に協力するとともに、地域における環境保全活動に積極的に参加する必要があります。
- 市や地域と連携した活動に参加することを含め、多くの人たちとともに環境を守り引き継ぐ必要があります。

(3) 市の役割

- 本計画に掲げた『望ましい環境像』、『基本目標』の実現に向けて、環境保全に関する様々な施策を総合的、計画的に推進していく必要があります。
- 市役所内において、職員一人ひとりの意識啓発を行い、市自らが環境への配慮を率先的に行う必要があります。
- 市民及び学生、事業者の環境意識を高めるとともに、自主的な環境保全活動が促進されるような取組を行う必要があります。
- 関係機関との連携を図り、環境保全に関する情報を集積・整備・充実し、常に発信することにより、市民及び学生、事業者と情報の共有化や連携・協働を図るとともに、取組への支援を行う必要があります。

3. 施策の展開

基本目標(1):

『 多様な生き物が暮らす豊かな自然を守り引き継ぎ、人と自然が共生するまち 』

基本施策 1.

自然とのふれあいの場・機会の創出

本市の自然環境を保全し、身近な自然環境への関心を高めるため、自然観察会や自然体験活動の推進に努めるとともに、里山や水辺環境などを保全し、身近に自然とふれあえる場や機会の創出を図ります。

≪ 個別施策 1-1 自然観察会・自然体験活動の推進 ≫

(主な取組内容)

- 市内の環境団体などとの連携による自然観察会や自然体験活動の開催など、自然とふれあえるための場や機会の創出を推進します。
- 自然環境保全に関する市民及び学生・事業者への意識啓発に努めます。

≪ 個別施策 1-2 里山の保全 ≫

(主な取組内容)

- 自然とふれあえる場である里山の整備を推進します。
- 環境市民パートナーシップによる里山保全活動を支援します。
- 甘南備山の保全活動を支援します。
- モデルフォレストの推進を図ります。
- ナラ枯れ木の伐倒や薬剤処理によるナラ枯れ被害の防除を推進します。

≪ 個別施策 1-3 水辺環境の保全 ≫

(主な取組内容)

- 生物の生息環境に配慮した河川・水路の整備・改修・管理に努めます。
- 市民との協働による河川・水路の環境美化を推進します。

(委員会での主な意見)

- ・市民を巻き込んだ観察会を実施するなど、仕組みづくりが重要である。
- ・自然体験が不足している子どもたちに様々な体験をさせていく必要がある。
- ・市民が身近な動植物を観察するという意識がなくなってきた。
- ・普段から自然に親しむプロジェクトを実施することから始める必要がある。
- ・国際的、国内的な流れとして、生き物の為の環境を守る動きとなっている。

基本施策 2.

生物多様性の保全

自然の恵みを将来にわたって享受できる自然共生社会を実現するため、多様な動植物が生息・生育できる環境を保全し、生物多様性の保全を図ります。

《 個別施策 2-1 多様な動植物の生息・生育環境の保全 》

(主な取組内容)

- 市内に生息・生育する動植物の現状把握に努めます。
- 身近な自然環境の保全・再生に努めます。
- 希少野生動植物の生息・生育環境の保全に努めます。
- 動植物の保全に関する市民への意識啓発に努めます。
- 関係機関と連携し、外来種対策を検討します。
- アライグマなどによる鳥獣被害の防止に努めます。
- 園芸種やペットなどの適正な飼育や望まれない繁殖の防止など、指導・啓発に努めます。

(委員会での主な意見)

- ・アライグマなどの外来種による希少動物への影響がでている。

基本施策 3.

田園環境の保全

農地は、食料を生産する場としてのみでなく、水源のかん養や自然環境の保全、良好な景観の形成など多面的機能を有することから、農地の保全や荒廃農地の防止に努めるとともに、農業と環境保全との共生を推進し、田園環境の保全を図ります。

《 個別施策 3-1 農地の維持及び荒廃農地の防止 》

(主な取組内容)

- 農地の保全・維持管理に努めます。
- 農地所有者への指導などにより、荒廃農地の発生防止及び解消に努めます。
- 各種団体などと連携し、農地の適正利用・有効活用に努めます。
- 付加価値の高い農業推進を図ります。
- 農地の重要性に関して意識啓発に努めます。
- イノシシなどによる鳥獣被害の防止に努めます。

《 個別施策 3-2 環境保全型農業の促進 》

(主な取組内容)

- 地産地消を促進します。
- 環境に配慮した減農薬・減肥栽培を推進します。

(委員会での主な意見)

- ・地権者の責任を位置付ける必要がある。

基本目標(2):

『誰もが安全で安心して暮らせる良好な生活環境を築くまち』

基本施策 4.

良好な生活環境の保全

不法投棄及び野焼きや騒音・振動、有害化学物質、大気汚染、水質汚濁など身近な環境の保全に努め、良好な生活環境の保全を図ります。

《 個別施策 4-1 不法投棄及び野焼きの防止 》

(主な取組内容)

- 不法投棄・野焼きに関する意識啓発に努めます。
- 不法投棄・野焼きを防止するため、巡回パトロールを強化します。
- 不法投棄の監視体制づくりを推進します。

《 個別施策 4-2 良好な生活環境の保全 》

(主な取組内容)

- 騒音や振動の調査・指導などを行います。
- 関係機関と連携し、有害化学物質などに関する情報の収集に努め、市民・事業者への情報の提供に努めます。
- 事業所と公害防止や環境保全に関する協定を締結し、大気汚染や騒音などの未然防止に努めます。

《 個別施策 4-3 水質汚濁防止対策の推進 》

(主な取組内容)

- 公共下水道の計画的な整備促進に努めます。
- 事業所と公害防止や環境保全に関する協定を締結し、水質汚濁や土壌汚染などの未然防止に努めます。
- 関係機関と連携し、土壌汚染防止の啓発に努め、適切な措置・指導を行います。
- 地下水の適正利用・管理を啓発します。

基本目標(3):

『循環型社会を形成し、環境にやさしいまち』

基本施策 5.

循環型社会づくりの推進

京田辺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を実践し、環境負荷の少ない循環型社会づくりの推進などを図ります。

≪ 個別施策 5-1 廃棄物の発生・排出抑制 ≫

(主な取組内容)

- ごみの減量化・発生抑制（リデュース）を推進します。
- ごみ問題に関する意識啓発に努めます。
- マイバック運動を支援します。
- 生ごみ堆肥化などの自家処理を推進します。
- 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、環境に配慮した安全・安定的なごみ処理システムの構築を推進します。

≪ 個別施策 5-2 資源の再使用及び再生利用の促進 ≫

(主な取組内容)

- ごみの分別収集を徹底します。
- 再使用（リユース）の取組を促進します。
- 再生利用（リサイクル）の取組を促進します。
- グリーン購入を推進します。

≪ 個別施策 5-3 水資源の保全 ≫

(主な取組内容)

- 雨水の地下浸透の意識啓発や情報の提供を行います。
- 透水性舗装の整備など、雨水の地下浸透を検討します。

(委員会での主な意見)

- ・一般廃棄物(ごみ)処理基本計画、分別収集計画との整合を図る。
- ・リサイクル(プラスチックの分別)について、議論を進める必要がある。

基本目標(4):

『都市と自然・歴史・文化が調和し、京田辺らしい風景を守るまち』

基本施策 6.

良好な居住環境の保全

都市の緑化や緑地の保全を進め、一人ひとりが環境美化を意識し、良好な居住環境の保全を図ります。

≪ 個別施策 6-1 都市緑化の推進と緑地の保全 ≫

(主な取組内容)

- 街路樹の整備や公共施設・道路の緑化を推進します。
- 河川や緑道・公園などを結ぶ水と緑のネットワークの整備を推進します。
- 一般住宅等の生垣設置など、地域緑化を支援します。
- 開発事業などの際、緑の保全や緑化を指導します。
- 緑化に関するイベントや講習会を開催し、緑化への意識啓発を図ります。
- 緑とふれあえる公園や緑地の整備を推進します。
- 公園・緑地の日常的な維持管理への市民参画を促進します。

≪ 個別施策 6-2 環境美化の推進 ≫

(主な取組内容)

- 自治会や各種団体などによる市民の美化活動を支援します。
- ペットの適正な飼い方について指導・啓発に努めます。

基本施策 7.

地域固有の歴史・文化及び景観の保全

古い歴史・文化により培われてきた多様な景観を有する美しいまちを維持し、魅力的な地域を守り引き継いでいくため、市内にある歴史・文化遺産や自然景観を保全し、地域固有の歴史・文化及び景観の保全を図ります。

《 個別施策 7-1 歴史・文化遺産の保存・活用 》

(主な取組内容)

- 歴史・文化遺産の保全に努めます。
- 歴史・文化遺産を観光資源として活かした地域環境づくりを推進します。
- 歴史・文化に関する意識啓発により、地域の魅力づくりに努めます。

《 個別施策 7-2 景観の保全・創造 》

(主な取組内容)

- 市街地や田園集落、伝統的なまちなみなどの特性に応じて、自然と調和した景観形成を推進します。
- 公共空間と一体的な美しさを有した都市景観の形成を図ります。

(委員会での主な意見)

- ・歴史遺産の保全が重要である。
- ・景観の手入れが大切である。

基本目標(5):

『 低炭素社会を実現し、地球環境への負荷が少ないまち 』

基本施策 8.

地球温暖化対策の取組

京田辺市地球温暖化対策実行計画に基づき、地球温暖化を防止するため、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用などにより、温室効果ガスの排出量を減らし、地球温暖化対策の取組を推進します。

≪ 個別施策 8-1 地球温暖化対策の推進 ≫

(主な取組内容)

- 地球温暖化問題に関する意識啓発に努めます。
- 地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガス排出量の削減を図ります。
- 事業者への環境マネジメントシステムの導入を促進します。

≪ 個別施策 8-2 省エネルギーの推進 ≫

(主な取組内容)

- 公共施設の節水や節電など、省エネに配慮した事業活動を推進します。
- 環境家計簿の利活用など、省エネに配慮した暮らしを推進します。
- 省エネルギー型の住宅や燃料電池、高効率照明などの導入を推進します。
- エコドライブの推進や、低燃費・低公害車の普及推進に努めます。
- 公共交通機関の利用促進や、道路のバリアフリー化など環境にやさしい交通対策を推進します。
- 緑のカーテンの設置など、緑化対策を推進します。

≪ 個別施策 8-3 再生可能エネルギーの活用 ≫

(主な取組内容)

- 太陽光発電システムなどの導入を推進します。

(委員会での主な意見)

- ・地球温暖化対策実行計画と整合を図る。

基本目標(6)：

『 全ての人々が参加・行動し、環境を守り引き継ぐまち 』

基本施策 9.

環境教育・環境学習の推進

環境に対する責任や役割について理解・認識を深めるため、環境教育・環境学習の推進を図ります。

≪ 個別施策 9-1 環境教育・環境学習の推進 ≫

(主な取組内容)

- 幼稚園や小中学校において、環境教育を推進します。
- 環境に関する市民講座や出前講座などのイベントを開催します。
- 子どもたちへの環境学習を支援します。
- 甘南備山等の市内の優れた自然環境について、市民への啓発を図ります。

(委員会での主な意見)

- ・子どもたちに京田辺の環境について学習の機会を与える必要がある。
- ・甘南備山の優れた生態系について、本計画で注目を高めるべき環境として着目する。

基本施策 10.

市と市民及び学生、事業者との協働

環境保全活動を推進し、環境情報を収集・提供することにより、市と市民及び学生、事業者との協働を図ります。

《 個別施策 10-1 環境保全活動の推進 》

(主な取組内容)

- 『きょうたなべ環境市民パートナーシップ』の活動の推進を図ります。
- 環境団体間の交流やネットワークづくりを推進します。

《 個別施策 10-2 環境情報の収集・提供 》

(主な取組内容)

- 環境に関する情報の収集・提供に努めます。

(委員会での主な意見)

- ・市民団体やボランティア、事業者が連携した活動において、一定のルールと仕組みが必要である。
- ・環境活動の実働部隊として組織された『環境市民パートナーシップ』との関わりが重要である。
- ・学生と市との結びつきが必要である。
- ・地域固有の知恵を持つ高齢者を活用することが重要である。
- ・活動の主体となる市民が様々な活動に参加できるように、情報を収集し、調整する拠点機能が重要である。
- ・交流の場などの情報収集、提供が必要である。
- ・各団体の中で、横の連携が図れていない。